

証券コード 5337

平成31年3月12日

株 主 各 位

兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1290番地

ダントーホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 加藤友彦

第191回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第191回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成31年3月27日（水曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成31年3月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1290番地 当社本店 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | <ol style="list-style-type: none">第191期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件第191期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |

4. その他本招集ご通知に関する事項

当社は連結注記表及び個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.danto.co.jp/ir/zaimu>)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第16条の規定に基づき本招集ご通知には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.danto.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策により企業収益及び雇用・所得環境は改善し、景気は緩やかに回復しておりますが、米中の経済摩擦、英国のEU離脱問題及び新興国の経済政策の不確実性などにより依然として先行不透明な状況で推移しております。

このような環境下、当社グループは、営業面におきましては、首都圏を中心とした営業体制の強化を行い、生産面におきましては、機能性タイルを中心とした高付加価値製品の開発投入を行うとともに、株式会社ツツキとの業務提携によるタイル乾式工法等の積極提案受注活動を行って参りました。

コスト面におきましては、調達及び物流費を中心に削減を進めており、改善効果が実現しているところであります。

また、当社グループの新規事業として、企業価値の向上を目指し「不動産アセット・マネジメント及び投資アドバイザー」を業務としております、タッチストーン・キャピタル・マネージメント株式会社の全株式を取得し連結子会社化いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は58億3千7百万円（前連結会計年度54億8千1百万円）、営業損失3億7千3百万円（前連結会計年度3億9千1百万円）、経常損失3億7千1百万円（前連結会計年度3億9千9百万円）となり、投資有価証券売却益3億1千2百万円を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失1億5千万円（前連結会計年度2千7百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

企業集団の部門別の売上高は、次のとおりであります。

部 門		前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
建設用 陶磁器等	内装・外装・床・モザイク タイル・関連製品（タ イル施工用材料等）	5,256	95.9	5,250	90.0	△5	△0.1
不 動 産		225	4.1	586	10.0	361	160.2
計		5,481	100.0	5,837	100.0	356	6.5

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資総額は2億3千5百万円であり、そのうち主なものは、販売設備の取得であります。

なお、設備資金は全額自己資金で賄いました。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況

当社は、平成30年8月31日付でタッチストーン・キャピタル・マネージメント株式会社の全株式を取得しております。

(7) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は政府による各種政策、日銀による金融政策等により引き続き回復基調で推移すると予想されますが、海外における経済の不確実性により、先行き不透明な状況が予想されます。

このような環境下、当社グループは、タイル事業につきましては、引き続き工場の稼働率の向上による原価率の改善、販売体制の強化を図り、タイル乾式工法等の市場投入を積極的に行って参ります。

また、新規事業及び不動産事業につきましては、新規顧客の開拓による事業拡大に努めるとともに、タイル事業への効果を高め、赤字体質からの脱却を目指して参ります。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第188期 (平成27年度)	第189期 (平成28年度)	第190期 (平成29年度)	第191期 (当連結会計年度) (平成30年度)
売上高(百万円)	5,806	5,619	5,481	5,837
経常損失(△)(百万円)	△ 463	△ 295	△ 399	△ 371
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△ 660	△ 220	27	△ 150
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△22円27銭	△7円44銭	0円93銭	△5円07銭
総資産(百万円)	16,008	15,106	14,657	13,745
純資産(百万円)	11,558	10,870	10,692	10,109
1株当たり純資産	378円23銭	355円08銭	348円97銭	329円31銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Danto Tile	60 ^{百万円}	100.0 %	陶磁器等の製造及び販売並びに工事
Danto USA Inc.	10 ^{千米ドル}	100.0	住宅開発関連
タッチストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	50 ^{百万円}	100.0	不動産アセット・マネジメント及び投資アドバイザー
西日本ダントー株式会社	90 ^{百万円}	(68.6)	陶磁器及び建築材料の 販売並びに工事

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社を含め5社であります。
2. () 内の数字は、間接所有による出資比率であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社Danto Tile	東京都中央区日本橋浜町三丁目7番2号	6,015百万円	11,845百万円

(10) 主要な事業内容

当社グループ(当社、子会社5社により構成)の事業内容は、タイル事業としては、建設用陶磁器とその関連製品の製造・販売・施工であり、また、不動産事業としては、不動産アセット・マネジメント及び投資アドバイザー業務、米国ハワイ諸島における住宅開発関連事業及びその他工場用地の一部の有効利用を目的に不動産賃貸も行っております。

(11) 主要な事業所

① 当社の事業所

本 店
本 社 (支店登記)

兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野
大 阪 市 北 区 梅 田

② 子会社の事業所

株式会社Danto Tile
Danto USA Inc.
タッチストーン・キャピタル・マネージメント株式会社
西日本ダントー株式会社
Touchstone Investment Management, LLC

東京都中央区日本橋浜町
アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル
東 京 都 港 区 赤 坂
福岡県大野城市御笠川
アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス

(12) 従業員の状況

従業員数(前連結会計年度末比増減)	
名	名
181	(+12)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員18名(パートタイマー及び嘱託契約の従業員)は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	387
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250

(14) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 29,665,699株 (自己株式334,301株を除く)
 (3) 株主数 3,623名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
淡 路 交 通 株 式 会 社	9,530 ^{千株}	32.12 [%]
株 式 会 社 大 建 エ ン タ ー プ ラ イ ズ	3,821	12.88
ダ ン ト ー 共 和 会	1,633	5.51
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,011	3.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	530	1.79
株 式 会 社 S B I 証 券	360	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	318	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	307	1.04
福 中 善 弘	260	0.88
内 田 真 悟	243	0.82

- (注) 1. 当社は、自己株式334,301株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2) 及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) の所有株式は、すべて信託業務に係る株式であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	加藤友彦	淡路交通株式会社 代表取締役社長
取 締 役	前山達史	総務部長
取 締 役	高橋浩二	株式会社ツツキ 代表取締役社長
取 締 役	小原 淳	小原木材株式会社 代表取締役社長 株式会社コンフォートメディア 代表取締役社長
取 締 役	村島雅弘	村島国際法律事務所 弁護士 大阪ランド株式会社 代表取締役社長 マゼランシステムズジャパン株式会社 監査役
常勤監査役	池上平	
監 査 役	田中貴俊	全但バス株式会社 取締役会長 日和山観光株式会社 監査役
監 査 役	藤原昭次	

- (注) 1. 前山達史及び高橋浩二は、平成30年3月29日開催の第190回定時株主総会において、取締役新たに選任され、就任いたしました。
2. 池上平は、平成30年3月29日開催の第190回定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役村島雅弘は、社外取締役であります。
4. 監査役田中貴俊及び監査役藤原昭次は、社外監査役であります。
5. 監査役池上平は、当社の総務部長及び内部監査室長、子会社の代表取締役社長としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役村島雅弘及び監査役田中貴俊は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	26 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	10 (3)
計	11	37

- (注) 1. 株主総会決議による取締役報酬限度額は、年間54百万円であります。
2. 株主総会決議による監査役報酬限度額は、年間12百万円であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬については、株主総会にて承認された報酬額の範囲内で社外取締役の諮問を受け、取締役会にて適切な審議を経た上で決議しております。

監査役の報酬については、株主総会にて承認された報酬額の範囲内で監査役の協議により各監査役の報酬を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役村島雅弘は、村島国際法律事務所の弁護士、大阪ランド株式会社の代表取締役社長及びマゼランシステムズジャパン株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と村島国際法律事務所、大阪ランド株式会社及びマゼランシステムズジャパン株式会社との間には、特別な関係はありません。

監査役田中貴俊は、全但バス株式会社の取締役会長及び日和山観光株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と全但バス株式会社及び日和山観光株式会社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村島雅弘	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、弁護士として専門的な知識と高い見識の観点から必要な発言を行っております。
監査役	田中貴俊	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会9回全てに出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識の観点から必要な発言を行っております。
監査役	藤原昭次	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会9回全てに出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識の観点から必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あけぼの監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 250万円
 - ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 250万円
- (注) 当社とあけぼの監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ③ 監査役会は前事業年度の会計監査の職務状況の分析を行うとともに、当事業年度の監査計画における監査内容、時間、配置、人員計画の算定根拠などの見積りが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の条件の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員は、コーポレート・ガバナンスの実践のため、企業理念、行動理念に従い、ダントーグループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。

総務部においてコンプライアンス及びリスク管理して横断的に統括することとし、内部監査部署は連携してコンプライアンスの状況を監査し、その内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告いたします。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの実践のため、企業理念、行動理念の実践的運用と徹底を行う体制を構築いたします。
- ② 当社の役員・使用人は、法令・定款に違反する行為を発見した場合、当社の規程に従って会社に報告するものといたします。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処策が総務部を通じトップマネジメント、取締役会、監査役（会）に報告される体制を構築いたします。
- ③ 総務部は、コンプライアンス規程の遵守状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し周知徹底を図ります。
- ④ 代表取締役は、内部統制委員会を直轄いたします。内部統制委員会は、代表取締役の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行います。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）の取扱いは、当社社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。
- ② 前項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、検証・見直しの経過、運用・管理について、定期的に取締役会に報告いたします。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、総務部がコンプライアンスを統括いたします。総務部はコンプライアンス規程に基づき、法令遵守の徹底並びにリスクマネジメントの推進を図ります。
- ② リスク管理規程を定め、組織横断的リスク状況の監視並びに全社の対応は総務部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行います。
新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに担当部署を定めます。
- ③ 内部統制委員会は、全社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定いたします。
- ④ 内部統制委員会の監査により、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに総務部及び担当部署に通報される体制を構築いたします。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守いたします。
- ② 取締役会は、取締役会が定める代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせませす。
- ③ 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が業務を遂行することといたします。
- ④ 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、業績管理の一環として、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を取締役に報告させ、必要に応じて目標を修正いたします。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ内の会社間の取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければなりません。
- ② 内部統制委員会は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社等に損失の危険が発生し、内部統制委員長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築いたします。
- ③ 監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人及び内部統制委員会との十分な情報交換が行える体制を構築いたします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて内部統制委員会のスタッフに必要な事項を命令することができます。監査役の職務を補助すべき使用人の人数等は監査役と協議のうえ決定いたします。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部統制委員長の指揮命令を受けません。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の考課・異動等に関しては、予め監査役の同意を得ることといたします。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、調査権限・情報収集権限を有し、各部署への協力を依頼し、必要な会議へ出席することができます。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、監査役（会）の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 重大な法令、定款違反
 - ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ③ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築いたします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。
- ② 常勤監査役は、重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることといたします。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報交換など連携を図ります。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制といたします。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況につきましては、基本方針に基づき、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制委員会による整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その内容について監査役に報告しております。システムの運用上見いだされた問題点等については、重要度に応じて適宜、代表取締役へ報告する体制をとっており、是正・改善状況並びに再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの遵守、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての従業員が情報共有するとともに、重要なリスクについては、取締役会へ報告し、リスク管理を図っております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,883	流動負債	1,913
現金及び預金	1,222	支払手形及び買掛金	595
受取手形及び売掛金	1,154	短期借入金	637
商品及び製品	1,289	未払金	299
仕掛品	87	未払法人税等	58
原材料及び貯蔵品	59	災害損失引当金	270
繰延税金資産	0	その他	51
未収入金	43	固定負債	1,722
その他	25	繰延税金負債	416
貸倒引当金	△0	退職給付に係る負債	400
固定資産	9,862	預り保証金	887
有形固定資産	1,686	資産除去債務	17
建物及び構築物	929	負債合計	3,635
機械装置及び運搬具	427	(純資産の部)	
工具器具及び備品	36	株主資本	8,972
土地	292	資本金	1,635
無形固定資産	261	資本剰余金	1
のれん	110	利益剰余金	7,439
ソフトウェア	138	自己株式	△104
その他	12	その他の包括利益累計額	796
投資その他の資産	7,914	その他有価証券評価差額金	795
投資有価証券	6,740	為替換算調整勘定	0
長期貸付金	1,000	非支配株主持分	340
繰延税金資産	19		
その他	199		
貸倒引当金	△45		
資産合計	13,745	純資産合計	10,109
		負債純資産合計	13,745

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		5,837
売 上 原 価		4,139
売 上 総 利 益		1,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,070
営 業 損 失		373
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	52	
デ リ バ イ ト 利 益	3	
そ の 他	27	84
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
為 替 差 損	36	
租 税 公 課	12	
そ の 他	26	82
経 常 損 失		371
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	312	312
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	9	
固 定 資 産 除 却 損 等	3	
割 増 退 職 金	1	14
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		73
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	71	
法 人 税 等 調 整 額	0	71
当 期 純 損 失		144
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		150

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計
平成30年1月1日残高	百万円 1,635	百万円 1	百万円 7,590	百万円 △104	百万円 9,123	百万円 1,230	百万円 △1	百万円 1,229
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失			△150		△150			—
自己株式の取得				△0	△0			—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—	△434	1	△433
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△150	△0	△150	△434	1	△433
平成30年12月31日残高	1,635	1	7,439	△104	8,972	795	0	796

	非支配株主持分	純資産合計
平成30年1月1日残高	百万円 339	百万円 10,692
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する当期純損失		△150
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1	△431
連結会計年度中の変動額合計	1	△582
平成30年12月31日残高	340	10,109

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	165	流動負債	998
現金及び預金	13	短期借入金	637
未収入金	145	未払金	32
その他	6	未払法人税等	10
		預り金	28
固定資産	11,680	災害損失引当金	270
有形固定資産	973	その他	19
建築物	697	固定負債	410
構築物	31	繰延税金負債	305
機械及び装置	0	退職給付引当金	21
車両・工具器具備品	4	預り保証金	65
土地	239	資産除去債務	17
		負債合計	1,408
無形固定資産	139	(純資産の部)	
ソフトウェア	137	株主資本	9,744
その他	2	資本金	1,635
		利益剰余金	8,213
投資その他の資産	10,567	利益準備金	408
投資有価証券	2,225	その他利益剰余金	7,804
関係会社株式	6,556	別途積立金	12,100
長期貸付金	1,785	繰越利益剰余金	△4,295
差入保証金	1	自己株式	△104
		評価・換算差額等	692
		その他有価証券評価差額金	692
		純資産合計	10,437
資産合計	11,845	負債純資産合計	11,845

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		381
売 上 原 価		173
売 上 総 利 益		207
販売費及び一般管理費		299
営 業 損 失		92
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	29	
為 替 差 益	5	
デ リ バ テ ィ ブ 利 益	3	
そ の 他	0	39
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
減 価 償 却 費	0	
租 税 公 課	12	
そ の 他	4	22
経 常 損 失		75
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	312	312
税 引 前 当 期 純 利 益		236
法人税、住民税及び事業税		17
当 期 純 利 益		219

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	資本金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
平成30年1月1日残高	百万円 1,635	百万円 408	百万円 12,100	百万円 △4,514	百万円 7,994	百万円 △104	百万円 9,525	
事業年度中の変動額								
当期純利益				219	219		219	
自己株式の取得					—	△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					—		—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	219	219	△0	218	
平成30年12月31日残高	1,635	408	12,100	△4,295	8,213	△104	9,744	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成30年1月1日残高	百万円 1,016	百万円 10,542
事業年度中の変動額		
当期純利益		219
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△323	△323
事業年度中の変動額合計	△323	△105
平成30年12月31日残高	692	10,437

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月25日

ダントーホールディングス株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 瓶 勝 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 廣 瀬 友 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダントーホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダントーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月25日

ダントーホールディングス株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 瓶 勝 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 廣 瀬 友 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダントーホールディングス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第191期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第191期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月4日

ダンソーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 池上 平 ㊟

社外監査役 田中 貴 俊 ㊟

社外監査役 藤原 昭 次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性をを持たせるため、定款第15条及び第24条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役に変更するものであります。

経営基盤の一層の強化と充実を図るため、新たな役付取締役を選定することができるよう定款第23条第2項を変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条(取締役の責任免除)第2項及び第35条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>代表取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた者がこれを招集し、議長となる。</u>
② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	② <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 【条文省略】</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 【条文省略】</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 【条文省略】</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 【条文省略】</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、その他必要に応じて<u>役付取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた者が</u>これを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 【条文省略】</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 【条文省略】</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営陣の一層の強化を図るため、1名増員し、併せて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	か とう とも ひこ 加 藤 友 彦 (昭和33年9月8日生)	昭和57年3月 淡路交通株式会社入社 平成2年6月 淡路交通株式会社取締役就任 平成4年3月 当社取締役就任 平成17年3月 当社代表取締役社長就任 平成17年6月 淡路交通株式会社 代表取締役社長就任(現) 平成23年3月 当社取締役会長就任 平成27年1月 当社代表取締役会長兼社長就任(現)	一株
2	まえ やま たつ し 前 山 達 史 (昭和45年11月12日生)	平成4年4月 当社入社 平成22年3月 西日本ダントー株式会社取締役就任 平成22年4月 当社総務部長(現) 平成24年4月 株式会社Danto Tile 取締役就任(現) 平成27年3月 西日本ダントー株式会社 監査役就任(現) 平成30年3月 当社取締役就任(現) 平成30年8月 タッチストーン・キャピタル・マネジ メント株式会社取締役就任(現)	20,575株
3	たか はし こう じ 高 橋 浩 二 (昭和32年5月28日生)	昭和55年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年4月 雪印乳業株式会社入社 平成13年1月 経営コンサルタントとして独立 平成25年1月 株式会社ツツキ 代表取締役社長就任(現) 平成29年2月 株式会社Danto Tile 代表取締役社長就任(現) 平成29年3月 西日本ダントー株式会社 取締役就任(現) 平成30年3月 当社取締役就任(現)	9,531株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	お ぼら あつし 小 原 淳 (昭和26年12月23日生)	平成2年11月 株式会社コンフォートメディア 代表取締役社長就任 (現) 平成10年3月 当社監査役就任 平成14年5月 小原木材株式会社 代表取締役社長就任 (現) 平成18年3月 当社取締役就任 (現)	一株
5	むら しま まさ ひろ 村 島 雅 弘 (昭和44年7月10日生)	平成4年4月 豊田通商株式会社入社 平成17年10月 弁護士登録 平成17年10月 北浜法律事務所・外国法共同事業入所 平成24年10月 村島国際法律事務所弁護士 (現) 平成28年3月 当社取締役就任 (現) 平成28年6月 マゼランシステムズジャパン株式会社 監査役就任 (現) 平成29年4月 大阪ランド株式会社 代表取締役社長就任 (現)	一株
6 ※	うる ま まさ と 賣 間 正 人 (昭和36年5月29日生)	昭和59年7月 ビートマーウィック公認会計事務所 入所 平成9年9月 セキュアード・キャピタル・ジャパン 株式会社 代表取締役就任 平成14年9月 タッチストーン・インベストメント・ マネージメント株式会社 代表取締役就任 平成17年11月 タッチストーン・キャピタル証券 株式会社 代表取締役社長就任 平成22年3月 タッチストーン・キャピタル・ マネージメント株式会社 代表取締役社長就任 (現) 平成22年7月 タッチストーン・ホールディングス 株式会社 代表取締役社長就任	一株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社は、加藤友彦氏が代表取締役社長を務める淡路交通株式会社及びその子会社との間に不動産賃貸借の取引があります。他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社株式の教には持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 村島雅弘氏は社外取締役候補者であります。また、当社は村島雅弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には引き続き独立役員となる予定であります。

5. 加藤友彦氏を取締役候補者とした理由
加藤友彦氏は、長年経営者として培われた豊富な経験と高い見識を活かし、当社グループの経営を統括し、企業経営者としての実績を積み重ねて参り、引き続き経営体制を強化するため、取締役として選任をお願いするものであります。
6. 前山達史氏を取締役候補者とした理由
前山達史氏は、入社以来経理・財務部門に長年携わり、総務部長、子会社の取締役・監査役を歴任し、当社グループにおいて豊富な経験と実績を積み重ねてきたことを活かし、当社グループの経営体制の強化及び業務執行を統括するため、取締役として選任をお願いするものであります。
7. 高橋浩二氏を取締役候補者とした理由
高橋浩二氏は、長年経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループにおきましては、株式会社Dantotileの代表取締役社長を務め、実績を積み重ねてきたことを活かし、当社グループの経営体制を強化するため、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は引き続き株式会社Dantotileの代表取締役社長を兼務する予定であります。
8. 小原淳氏を取締役候補者とした理由
小原淳氏は、長年建築業界で経営者として培われた豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営に助言していただき、また、商品の企画開発においても専門知識を活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
9. 村島雅弘氏を社外取締役候補者とした理由
村島雅弘氏は、弁護士としての専門的な知識と高い見識を活かし、当社の経営に助言していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
10. 賣間正人氏を取締役候補者とした理由
賣間正人氏は、不動産業界において長年経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループにおきましては、タッチストーン・キャピタル・マネージメント株式会社の代表取締役社長を務め、不動産事業における実績及び不動産事業を通じて、タイル事業への相乗効果を発揮するため、取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はタッチストーン・キャピタル・マネージメント株式会社の代表取締役会長を兼務する予定であります。
11. 村島雅弘氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
12. 村島雅弘氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
13. 村島雅弘氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
14. 村島雅弘氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

以上

